

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに田浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第403号

八代市日奈久干拓土地改良区役員の氏名を次のとおり変更した旨届出があった。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	新氏名	旧氏名	住 所
監事	嶋 崎 幸 吉	嶋 崎 幸 吉	八代市日奈久山下町 3497 番地の 4

熊本県公告第404号

宇土市長田口信夫から平成15年1月24日付けで協議の三拾町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項で準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年5月16日付けで同意した。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第405号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成15年4月23日付けで申請の定款変更については、平成15年6月3日付けで認可した。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第406号

本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から平成15年1月27日付けで申請の定款変更については、平成15年6月3日付けで認可した。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第407号

宇土郡三角町三角町土地改良区理事長吉田等から平成15年3月24日付けで申請の定款変更については、平成15年6月3日付けで認可した。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第408号

本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から平成15年1月17日付けで申請のあった方原地区土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月3日付けで認可した。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第409号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成15年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子